

## 出生届

- 1 米国内でお子様が生まれた場合、生まれた日を含めて3ヶ月以内に「出生届」を在外公館（日本国大使館、日本国総領事館）又は本籍地の市区町村役場に届出する必要があります。**出生後3ヶ月を過ぎた場合には、原則、「出生届」の受付はできません**ので、ご注意ください。（例：4月10日に生まれた場合は7月9日まで）
- 2 米国は生地主義を採っていますので、米国内で出生した子は自動的に米国籍を取得することになります。よって、出生届の「日本国籍を保留する」欄に父または母が署名・押印した上で、届出して頂く必要があります。
- 3 日本国籍を留保した子は日本と米国の二重国籍となりますので、22歳になるまでに国籍を選択する義務が生じます。

## 必要書類

- ① 出生届 2通
- ② 通常は州発行の出生登録証明書(Certificate of Live Birth) 原本1通と写し1通  
※ただし、早急に入手が困難な場合には当館戸籍係にご相談ください。なお、病院が作成した出生証明書でも子の氏名、性別、出生年月日、出生地(国、州、郡、市町村を含む)および父母の氏名が含まれていれば代用できます。
- ③ 上記②の和訳文 1通
- ④ 出生した子の父／母の日本国籍を確認するための書類  
※当館では、出生した子の父／母が日本国籍であることを確認するために、以下の書類をご提出頂いています。
  - 有効な日本旅券の入定事項のページの写し
  - 米国での滞在資格を確認できるもの（提出する書類かが分からない場合には当館までご連絡ください。）

## 注意事項

- ① 届書の記入を訂正する際には**修正テープ等は使用できませんので二重線で消し訂正して 二重線の上には必ず印(拇印)を押してください。**
- ② 届書はすべて日本語で書いてください。また鉛筆や消せるボールペンで書かないでください。
- ③ 子の名は常用漢字、人名用漢字、カタカナ、ひらがなで書いてください。外国文字、名前の間に「・」（中点）は使用できません。  
※参考資料：子の名前に使える漢字は法務省ウェブサイトに掲載されています。

<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji86.html>

### 届出方法

当館へ直接届出をするほか、当館または本籍地の市区町村役場へ郵送することもできます。

### 戸籍の記載までの日数

当館にて受付の場合、概ね1～2ヶ月を要しています。  
戸籍の完了確認、入手については日本の本籍地役場へお願いします。

※子どもと海外へ行く方へ、日本へ戻る方へ（ハーグ条約について）

<https://www.atlanta.us.emb-japan.go.jp/nihongo/PDF/2021hague.pdf>

### 問合せ & 送付先

Consulate-General of Japan  
Consular Section (Koseki/戸籍)  
Phipps Tower  
3438 Peachtree Road, Suite 850  
Atlanta, GA 30326  
☎(404) 240 - 4300 内線 3032  
☎(404) 926 - 3032(直通)  
[ryoji@aa.mofa.go.jp](mailto:ryoji@aa.mofa.go.jp)